

議員提出議案第 4 号

三朝町議会委員会条例の一部改正について

次のとおり三朝町議会委員会条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 23 年 11 月 21 日

提出者 三朝町議会議員 山 田 道 治
賛成者 三朝町議会議員 福 田 茂 樹
賛成者 三朝町議会議員 藤 井 克 孝
賛成者 三朝町議会議員 清 水 成 眞
賛成者 三朝町議会議員 遠 藤 勝 太 郎

三朝町議会委員会条例の一部を改正する条例

第 1 条 三朝町議会委員会条例（昭和 62 年三朝町条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項等を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第 2 条 常任委員会の名称及び委員の定数は次のとおりとし、<u>その所管は別表のとおりとする。</u></p> <p><u>（1） 総務教育常任委員会 6 人</u></p> <p><u>（2） 産業民生常任委員会 6 人</u></p> <p><u>（3） 議会広報常任委員会 5 人</u></p> <p><u>2 議員は、総務教育常任委員会又は産業民生常任委員会のいずれかの委員とならなければならない。</u></p>	<p>（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第 2 条 常任委員会の名称、<u>委員の定数及び所管は、別表のとおりとする。</u></p>

第2条 三朝町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

常任委員会の種類	所管
総務教育常任委員会	会計課、総務課、財務課、税務課、健康福祉課及び教育委員会に関する事項並びに他の委員会に属しない事項
産業民生常任委員会	農林課、企画観光課、建設水道課、農業委員会、町民課及び三朝町営国民宿舎プランナールみささに関する事項
議会広報常任委員会	議会の広報に関する事項

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の規定による改正後の三朝町議会委員会条例第2条の常任委員会の増加に伴う委員の任命及びこれに必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。